西宮市一般公衆浴場燃料価格高騰対策一時支援金交付要綱

（目的）

**第１条**　この要綱は、市内の一般公衆浴場事業者に対し燃料高騰による負担を軽減することを目的に、西宮市一般公衆浴場燃料価格高騰対策一時支援金（以下、「支援金」という。）を交付することに関し、補助金等の取扱いに関する規則（昭和５８年西宮市規則第８１号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第２条**　この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(１）一般公衆浴場　公衆浴場法（昭和２３年法律第１３９号）（以下、「法」という。）で規定される公衆浴場であって、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用されている入浴施設で、物価統制令（昭和２１年3月３日勅令第１１８号）の規定に基づき知事による入浴料金が定められる公衆浴場。

（２）事業者　前号に規定する事業を経営するため法第２条の規定により許可を受けた法人及び個人。

（交付対象事業者）

**第3条**　本支援金の交付対象となる事業者は、次の各号全てを満たす者とする。

（１）西宮市内の一般公衆浴場を経営していること。

（２）令和7年2月18日時点で一般公衆浴場の営業の実態があること。

（３）支援金申請時以降も申請店舗の営業を継続する意思があること。

（４）申請店舗において、令和6年3月以降の燃料費の高騰の影響を受けていること。

　２　ただし下記の要件に該当する者は除く。

（１）国及び法人税法別表第１に規定する公共法人

（２）政治団体

（３）宗教上の組織又は団体

（４）西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成２５年西宮市条例第６７号）に規定する暴力団、暴力団員が構成員となっている団体又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する団体

（５）過去３年以内に公衆浴場法に基づく行政処分を受けた者

（６）申請内容が支援金の趣旨にそぐわない者

（支援金の額）

**第４条**　支援金の額は、支援の対象となる１つの一般公衆浴場につき３8万円とする。

（支援金の申請手続き）

**第５条**　支援金の申請をしようとする者は、交付申請書 兼 実績報告書 兼 請求書・口座振替申込書（以下「交付申請書」という。）を市長が別に定める期日までに提出しなければならない。なお、規則第７条第１項第1号から第３号及び規則第14条第1項第1号に規定する書類は省略するものとし、申請書に添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。

２　前項の交付申請書に添付する書類は以下の通りとする。

（１）令和6年３月から令和7年２月の期間のうち申請を行う直近の浴場営業に要した燃料（重油、ガス、薪等）にかかる納品書もしくは領収書の写し

（２）既存の浴場施設の営業許可書の写し

　（３）銀行名、支店名、預金種別、口座番号、名義人がわかる振込希望口座の通帳の写し等

　（４）その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び額の確定）

**第６条**　市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の適否を決定する。

２　市長は、前項の規定により、支援金を交付することを決定したときは、額の確定をし、交付決定通知書により申請者に通知し、交付しないことを決定したときは、その旨を記載した不交付決定通知書により、申請者にその決定を通知する。

３ 市長は、支援金の交付を決定する場合において、支援金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補則）

**第7条**　この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

 附 則

（施行期日）

１　この要綱は、令和7年2月18日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和7年３月３１日限り、その効力を失う。